

第501回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 5 0 1 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年8月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時15分
- 4 閉会時刻 午前 9時50分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	欠		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	欠		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	程島 延幸		

## 9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	主 査	森井 孝信
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	宮本 晃宏		
副 主 幹	長谷川 修		
副 主 幹	鈴木 信幸		

## 10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年8月26日 第501回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 武藤 康則

委員 新井 計男

委員 大野 豊作

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 7 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、7 筆、2, 263 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 9 件、18 筆、2, 378.76 m<sup>2</sup>である。農地改良届については、合計 2 件、3 筆、1, 392 m<sup>2</sup>である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、8 筆、201.78 m<sup>2</sup>である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 1 件、1 筆、149 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、15 筆、9, 922 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 6 件、61 筆、49, 744 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 17 件、106 筆、66, 361 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19

条第3項の規定による農用地利用集積等促進

計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、整理番号19番と23番は関係委員がいるため、農地利用最適化推進委員についても農業委員会等に関する法律第31条を準用し、議事参与の制限をすることに決定されているため、対象となる2件については、先行して審議を行うことを説明した。まず、整理番号19番を審議し、次に整理番号23番の審議を行う。整理番号19番の関係委員に退席を求めた。

関係委員は退席した。

議長は、整理番号19番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号19番は、筆数2筆、合計面積1,911㎡についての意見照会である。

整理番号19番については、法律の改正により農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画へ移行されたことに伴う貸し借り更新の申出である。そのため、既に利用権の設定を受けている者は受け手要件をみたしている。

以上のことから、整理番号19番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 19 番について、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号 19 番について原案どおり決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可し、整理番号 23 番の関係委員に退席を求めた。

関係委員は退席した。

議長は、整理番号 23 番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号 23 番は、筆数 1 筆、合計面積 978 m<sup>2</sup>についての意見照会である。

整理番号 19 番については、法律の改正により農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画へ移行されたことに伴う貸し借り更新の申出である。そのため、既に利用権の設定を受けている者は受け手要件を満たしている。

以上のことから、整理番号 23 番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 23 番について、

農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号23番について原案どおり決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、整理番号19番と23番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、整理番号19番と23番を除く、件数30件、筆数222筆、面積191,443.71㎡についての意見照会があった。

整理番号1番から28番は、法律の改正により農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画へ移行されたことに伴う貸し借り更新の申出である。

更新分については、既に利用権の設定を受けている者は受け手要件をみたしているため、合計件数と面積の説明のみとする。整理番号19番と23番を除く更新分は、件数26件、筆数206筆、面積176,431.71㎡の申出があった。

続いて、新規分について、説明する。

整理番号29番は、年齢39歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含

む約 5 9 アールである。

整理番号 3 0 番は、代表取締役の農業従事日数 1 5 0 日以上、農業従事者は 1 5 人、経営面積は申出地周辺を含む約 3 , 5 6 5 アールである。

整理番号 3 1 番は、代表取締役の農業従事日数 1 5 0 日以上、農業従事者は 3 人、経営面積は申出地周辺を含む約 8 , 3 5 6 アールである。

整理番号 3 2 番は、年齢 6 9 歳、農業従事日数 1 5 0 日以上、世帯内の農業従事者は 2 人、経営面積は申出地周辺を含む約 1 , 2 5 4 アールである。

以上のことから、整理番号 1 9 番と 2 3 番を除く、整理番号 1 番から 3 2 番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 9 番と 2 3 番を除く、整理番号 1 番から 3 2 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

## 議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数6件、筆数8筆、面積5,811㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、2筆、3,493㎡の申請である。譲受人は、現在64歳で、農業従事日数は年間300日以上、約247アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約700mである。

整理番号2番については、耕作の便宜上のための所有権移転で、1筆、139㎡の申請である。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は年間240日以上、約68アールの農地を耕作する農家である。自宅の目の前の申請地を譲り受け、耕作の効率化をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約5mである。

整理番号3番については、経営拡張のための所有権移転で、2筆、1,229㎡の申請である。譲受人は、現在48歳で、農業従事日数は年間300日以上、約280アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはか

りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約400mである。

整理番号4番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、335㎡の申請である。譲受人は、現在68歳で、農業従事日数は年間300日以上、約60アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約100mである。

整理番号5番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、369㎡の申請である。譲受人は、現在82歳で、農業従事日数は年間220日以上、約31アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約300mである。

整理番号6番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、246㎡の申請である。譲受人は、現在35歳で、農業従事日数は年間150日以上、約96アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約10mである。

以上のことより、整理番号1番から6番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。8月18日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在64歳で、農業従事日数は、年間300日以上、約247アールの農地を耕作している農家である。施設園芸で花を栽培しながら水稲も多く作付けしている。今回の申請地においては水稲を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、意見を申し上げる。8月18日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、調査報告する。8月17日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的

は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在48歳で、農業従事日数は、年間300日以上、約280アールの農地を耕作している農家である。施設園芸で花や野菜を栽培している。今回の申請地においては花や野菜を計画している。また、軽トラック、トラクター、耕運機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、意見を申し上げる。8月17日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書

に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 10 件、筆数 14 筆、面積 3,980.29 m<sup>2</sup>についての申請があった。

整理番号 1 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1 筆、330 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、集落排水管理者の同意を得て、集落排水へ放流する計画である。

整理番号 2 番については、資材置場敷地拡張のための賃借権設定で、2 筆、785 m<sup>2</sup>の申請である。譲受人は平成元年 3 月に株式会社を設立し、建築・土木工事を主な業務としている。工事の受注増加に伴い、工事資材が増加したことから新たな資材置場を必要としている。そこで、既存の資材置場に隣接する申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、資材置場として使用したいとの申請である。(合計敷地面積 3,072 m<sup>2</sup>) 農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面

積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、222㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、216㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、車両置場に使用のための賃借権設定で、1筆、257㎡の申請である。譲受人は令和2年か

ら個人事業主として、車のコーティング事業をしている。受注増加により新たな車両置場を必要としている。そこで、事務所に近い申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、新たに車両置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、364.29㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、宅地と一体で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。(合計敷地面積481.75㎡)農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号7番については、車両置場に使用のための賃借権設定で、1筆、920㎡の申請である。譲受人は平成7年11月に株式会社を設立し、一般貨物自動車運送事業を主な業務としている。取引先の需要に応えるため、事業用車両を増車したことから、新たに車両置場を必要としている。そこで、現在の事務所に近い申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、車両置場として使用したいとの申請である。農地区分

については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、258㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、353㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、275㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭であり、また、両親と一緒に暮らす希望があり、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近

い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から10番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによるしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から10番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第4号

農地利用最適化推進委員（川越区域・定数1）の委嘱について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は欠員となっていた川越地区の農地利用最適化推進

委員について募集を行ったところ、川越市宮元町在住の鈴木政明氏について地域から推薦があったこと、ならびに8月19日に開催された運営委員会で選考に関する意見をまとめたので、本総会で審議いただきたいと説明した。

会長代理が、鈴木政明氏がその担当区域の農業者から推薦をいただいております、農業に精通し、農地利用の最適化の推進に関し識見が高く、その熱意も高いことから、川越市農地利用最適化推進委員として、ふさわしいと判断したとの意見を報告した。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第4号について、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について原案どおりに決定する。

### 1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第501回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年9月25日

---

議 長            渋谷 武

---

委 員            武藤 康則

---

委 員            新井 計男

---

委 員            大野 豊作

---